

筑前海区漁業調整委員会指示第194号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の（１）～（７）の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

（１）沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。ただし、いそ釣りは除く。

（２）波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度 56.055分、東経130度 33.080分

イ 北緯33度 55.064分、東経130度 33.109分

ウ 北緯33度 55.094分、東経130度 34.663分

エ 北緯33度 56.074分、東経130度 34.621分

（日本測地系）

ア 北緯33度 55.855分、東経130度 33.220分

イ 北緯33度 54.864分、東経130度 33.249分

ウ 北緯33度 54.894分、東経130度 34.803分

エ 北緯33度 55.874分、東経130度 34.761分

（３）幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度 59.032分、東経130度 35.181分

イ 北緯33度 58.885分、東経130度 35.390分

ウ 北緯33度 58.338分、東経130度 35.028分

エ 北緯33度 58.648分、東経130度 34.689分

（日本測地系）

ア 北緯33度 58.832分、東経130度 35.321分

イ 北緯33度 58.685分、東経130度 35.530分

ウ 北緯33度 58.138分、東経130度 35.168分

エ 北緯33度 58.448分、東経130度 34.829分

（４）箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 0.271分、東経130度 33.321分
イ 北緯34度 0.661分、東経130度 33.707分
ウ 北緯34度 0.199分、東経130度 34.950分
エ 北緯33度 59.986分、東経130度 34.760分

(日本測地系)

ア 北緯34度 0.071分、東経130度 33.461分
イ 北緯34度 0.461分、東経130度 33.847分
ウ 北緯33度 59.999分、東経130度 35.090分
エ 北緯33度 59.786分、東経130度 34.900分

(5) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 1.508分、東経130度 37.620分
イ 北緯34度 0.006分、東経130度 38.698分
ウ 北緯33度 59.149分、東経130度 40.075分
エ 北緯33度 59.355分、東経130度 40.526分
オ 北緯34度 0.260分、東経130度 40.027分
カ 北緯34度 0.724分、東経130度 39.399分
キ 北緯34度 1.547分、東経130度 38.614分

(日本測地系)

ア 北緯34度 1.308分、東経130度 37.760分
イ 北緯33度 59.806分、東経130度 38.838分
ウ 北緯33度 58.949分、東経130度 40.215分
エ 北緯33度 59.155分、東経130度 40.666分
オ 北緯34度 0.060分、東経130度 40.167分
カ 北緯34度 0.524分、東経130度 39.539分
キ 北緯34度 1.347分、東経130度 38.754分

(6) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 1.608分、東経130度 42.248分
イ 北緯34度 1.425分、東経130度 41.796分
ウ 北緯34度 0.577分、東経130度 42.223分
エ 北緯34度 0.865分、東経130度 42.762分

(日本測地系)

ア 北緯34度 1.408分、東経130度 42.388分
イ 北緯34度 1.225分、東経130度 41.936分

